

施設の利用休止と閉鎖のお知らせ

大安海洋センタープール休止

今シーズンから大安海洋センタープールの利用を休止します。昭和56年の供用開始から水泳の普及、健康づくりやレクリエーションの場として利用されてきましたが、27年の経過とともに設備等の老朽化が著しくなるなど、施設運営の維持が困難なため今シーズン以降の利用を休止します。

青少年野外活動施設閉鎖

本年8月31日をもって、青少年野外活動施設を閉鎖します。入場者の減少や施設等の老朽化等で、施設運営の継続が困難なため、8月末で施設を閉鎖します。長い間ご利用いただき、ありがとうございました。

北勢運動場閉鎖

本年7月31日をもって、北勢運動場を閉鎖します。北勢地区の運動施設として供用を開始し、児童福祉施設（保育所）の建設用地として転用することになったため、本年7月末で閉鎖します。なお、隣接するフットサルコートは引き続き利用できます。

☎教育委員会 生涯学習課 T 78-3521 F 78-3509

下水道排水設備工事 平成20年度 責任技術者講習・試験のご案内

講習日時 10月16日(木) 9:30～16:30
試験日時 11月13日(木) 13:00～
申込期間 6月23日(月)～7月4日(金) (当日消印有効)
講習・試験場所 メッセウイング・みえ(津市北河路町19-1)

☎(申込書備付場所) 県内市町下水道担当課・(財)三重県下水道公社・下記の浄化センター
・雲出川左岸浄化センター
津市雲出鋼管町52-5 T 059-235-2030
・北部浄化センター
三重郡川越町大字亀崎新田80-2 T 059-365-3181
・南部浄化センター
四日市市楠町北五味塚1085-18 T 059-397-7411
(財)三重県下水道公社HPアドレス
<http://www.mie-kousha.or.jp/>
携帯用HPアドレス
<http://www.mie-kousha.or.jp/mobile/>

☎北勢庁舎 下水道課 T 72-3515 F 72-2260

水質検査計画策定のお知らせ

みなさんに、安全においしく飲んでいただくため、水質検査計画を作成し、検査結果(一部抜粋)を公表します。

- ※1 毎月検査と3か月検査のカビ臭・・・
北勢町南中津原簡易水道給水地域のみ
- ※2 クリプトポリジウム・・・
北勢町南中津原・川原・小原一色と藤原町トンネル配水系の各給水区域の原水と処理水

平成20年度水質検査計画(全文)と月別検査結果(検査月の月末までに記載)、配水系統別水質検査結果一覧表(平成19年度)は市ホームページをご覧ください。

☎北勢庁舎 水道工務課 T 72-2724 F 72-2260

水質検査頻度/検査項目数

検査の名称		検査の頻度	検査項目数
処理水	毎月検査※1	1か月に1回	10項目
	毎月検査(カビ臭)	1年に2回	12項目
	1/3か月検査	1年に3回	25項目
	1/3か月検査(カビ臭)※1	1年1回	27項目
	全項目検査	1年に1回	51項目
原水	全項目検査	1年に1回	40項目
クリプトポリジウム※2		1年に1回	—

期限内納付は社会のルールです

—お忘れのないようお納めください—

6月の納付は

市・県民税 第1期・全期
国民健康保険料 第2期
介護保険料 第2期

納期限(※口座振替日)は6月30日(月)です。

※前日までに預金通帳残高をご確認ください。
納付には便利な口座振替制度をご利用ください。
お申し込みは、お近くの指定金融機関等で!

☎員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859
☎北勢庁舎 保険年金課 T 72-3829 F 72-3334
☎大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114

木曾川水系河川整備計画

この計画は、今後20～30年間の河川の整備に関する目標、計画的に実施すべき具体的な河川工事の箇所と維持管理の方法について定めた計画で、今年3月28日に策定されました。詳しい内容は、木曾川下流河川事務所・出張所、県、市では建設部管理課窓口、また、木曾川水系河川整備計画ホームページ(<http://www.kisosansen-plan.jp/>)で閲覧することができます。

☎木曾川下流河川事務所調査課 T 24-5715
☎藤原庁舎管理課 T 46-6311 F 46-6318

市営住宅の入居者募集

住宅名 市営いなべ中央住宅 (員弁町楚原地内)
【平成12年度建設・鉄筋コンクリート造2階建・2DK】

募集戸数 1戸
募集期間 6月9日(月)～27日(金) 8:30～17:15
申込資格

- ①現在、市内に住所または勤務先があること(④の連帯保証人についても同様)
- ②現在、住居に困っている方で、原則として同居する家族がいること
- ③市民税、固定資産税、自動車税、保険料、水道使用料などを滞納していないこと
- ④連帯保証人が2人必要
- ⑤定められた収入基準以下であること

{家族の合計所得-(本人を除く同居家族数×38万円+特別控除)}÷12≤※20万円
※「裁量階層」に該当する場合は38万7千円以下となります。

特別控除

老人70歳以上 1人10万円
満16歳以上23歳未満 1人20万円
普通障がい者 1人27万円
特別障がい者 1人40万円
寡婦・寡夫 27万円

- ⑥外国人の方は特別永住者であること
- ⑦本人または同居する家族が暴力団員でないこと

申込注意事項 申し込みは、申込者本人または同居する家族であること。代理人による申し込みはできません。

審査方法 1次審査 書類審査等 2次審査 1次審査合格者の抽選会
入居予定日 7月下旬予定

☎(申込先) 大安庁舎 住環境整備課
土・日・祝日を除く 8:30～17:15